

意見書案第15号

消費税増税の中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年9月30日

川崎市議会議長 浅野文直 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石川建二
	〃	勝又光江
	〃	竹間幸一
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	佐野仁昭
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵
	〃	竹田宣廣

消費税増税の中止を求める意見書

昨年8月に成立した消費税増税の関連法においては、平成26年4月から消費税を8%に増税するとしているものの、増税に当たっては、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるとしている。

しかしながら、増税の中止や延期等をすべきという意見が7割以上を占めるとする世論調査があるだけでなく、政府内においても予定どおりの増税に慎重な意見が見られ、また、大手小売業者やこれまで増税を主張してきた大手新聞社の中にも増税を見送るべきとする意見を表明するところが出てきている。

このような状況の中、安倍首相は、経済状況の判断に当たっては、今年4月から6月期の経済指標を最重視するとしていたが、平成9年の増税を上回る史上最大規模の大増税を僅か3箇月の経済動向で判断することは許されることではない。

今年9月3日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査では、14箇月連続で所定内給与は減少しており、また、長期にわたる不況の下で、中小企業が消費税だけでなく円安による原材料価格の上昇分を価格転嫁できないという厳しい状況の中、消費税の増税を行うことは、国民の暮らしや中小企業の経営を破壊しかねない。

また、平成9年に消費税を2%増税した際には、個人消費を冷え込ませた上、歳入面では法人税及び所得税を減税し、歳出面では大型公共事業を行うという景気対策を行った結果、消費税の増税分以上に他の税収の減少を生じさせ、国と地方の債務残高を大幅に拡大させた。

よって、国におかれては、過去の苦い経験を踏まえ、同じ過ちを繰り返すことなく、来年4月からの消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣